

第35回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 報告第 88号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第 4 報告第 89号 | 農地改良の受理の報告について |
| 日程第 5 報告第 90号 | 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第 6 報告第 91号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 7 議案第106号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 議案第107号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 議案第108号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |
| 日程第 10 議案第109号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理事業) |

議 長 地域の農業は、すでに田植えが終了したので、水田も少しずつ緑色になってきたようです。中津川などの山間部も7割強田植えが終わったということで、山菜を見ても異常だと言う声が聞こえてきます。わらび園の開園も10日ほど早いと聞きますし、雑草がはびこってくる前に、わらびが出てきたということで、すべて急いで、地面の温度が上がったからでしょうけど、去年のような災害がないことを願いながら、また 秋の収穫を期待したいところであります。

それでは、ただいまより第35回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員 全員異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第88号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 非農地証明願いによる報告について説明を致します。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	手ノ子字町屋敷二 1442-2	
	地目地積	畑 1 筆で 178 m ²	
2 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	添川字石動二 2510-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 739 m ²	

1 番の所在は、飯豊町役場から南西へ約 4.5 km の位置にある手ノ子駅近くの農地です。詳細な場所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、平成 10 年頃から隣地の方へ庭園として使用されており、すでに農地性が失われているものです。非農地証明事務取扱要領に基づき、5 月 8 日、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の農業委員 3 名と事務局で現地確認を行いました。2 番の所在は、飯豊町役場から南東へ約 2.3 km の位置にある添川小学校近くの農地です。詳細な場所については案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、昭和 35 年ころ自宅を新築した際、住宅の一部が農地に建てられ、その他の部分も庭園として使用されており、また 2510-1 も含めて宅地として一体的に使用されてきたものです。非農地証明事務取扱要領に基づき、5 月 8 日、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の農業委員 3 名と現地確認を行いました。以上 2 件、報告といたします。

議長

報告でのご了承ください。続きまして、日程第4報告第89号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地改良届の受理の報告について説明を致します。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字西高峰 1009	
	地目地積	田 1 筆で 995 m ²	
2 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字西高峰 1011-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 2,856 m ²	

1 番の案件は、申請地は飯豊町役場から南西へ約 8 km の位置にある西高峰農作業準備施設近くの農地でございます。詳細な場所については、案内図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由は、田を畑地化し、農機具搬入を容易にするための改良であります。工事期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで行います。施工は〇〇〇です。工事の概要は 1m ほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用します。断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後はそばを作付けする計画であります。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。5 月 2 日、地元農業委員である〇〇〇と事務局で現地確認を行いました。2 番の案件は、1 番の案件の続きになっており、共有名義で、所有者の同意書は資料についておりませんが、14 名の同意書を頂いております。飯豊町役場から南西へ約 8 km の位置にある〇〇〇近くの農地でございます。詳細な場所については、案内図を添付しております。農地改良等を必要とする理由は、農機具搬入を容易にするための改良であります。工事期間は令和 5 年 5 月 22 日から令和 5 年 10 月 31 日まで行います。施工は〇〇〇です。工事の概要は、1m ほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用します。断面図は 1 番の案件と同じになります。工事完了後はそばを作付けする計画であります。その他、記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。以上報告といたします。

議長

報告ですので、ご了承ください。それでは日程第5報告第90号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字宇津川 7-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 4 筆で 6,260 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇

	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字上野 3739-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,143 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字川口 1313-5 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 3 筆で 1,681 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字兎田二 470-2 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 16,489.50 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字宇津川 7-3 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 1,033 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字上野 3749 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,971 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字開発 2923 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,705 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字上野 3760-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,477 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字野山 3267-56 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 4 筆で 35,052 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字東小山 3406	
	地目地積	田 1 筆で 3,072 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字東小山 3406	
	地目地積	田 1 筆で 3,072 m ²	

12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字大畑 3487	
	地目地積	田 1 筆で 632	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字大畑 3487	
	地目地積	田 1 筆で 632	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字小山 3285	
	地目地積	田 1 筆で 4,578 m ²	
15 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字町屋敷二 1442-2	
	地目地積	畑 1 筆で 178 m ²	
16 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	上原字樋掛 610	
	地目地積	田 1 筆で 3,800 m ²	
17 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字東佐内屋敷 3839 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 13,268 m ²	

以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第 6 報告第 9 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字中野 1490 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 15,240 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上野三 5093-1	
	地目地積	畑 1 筆で 9.37 m ²	
3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	萩生字宮ノ前 4522-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 4 筆で 9,907 m ²	
4 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字坊屋敷 1017-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,826 m ²	
5 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字坊屋敷 1017-1	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 6,228 m ²	
6 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字三ノ坂 2937-1	
	地目地積	畑 1 筆で 880 m ²	
7 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字南湯ノ花一 2609-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 6,198 m ²	

1 番は、取得日は令和 5 年 3 月 22 日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2 番は、取得日は令和 4 年 9 月 16 日、相続による取得であっせんの希望はありません。3 番は、取得日は令和 4 年 11 月 19 日、相続による取得であっせんの希望はありません。4 番は、取得日は平成 30 年 11 月 10 日、相続による取得であっせんの希望はありません。5 番は、取得日は令和 5 年 1 月 17 日、相続による取得であっせんの希望はありません。6 番は、取得日は平成 20 年 7 月 23 日、相続による取得であっせんの希望はありません。7 番は、取得日は令和 3 年 12 月 27 日、相続による取得であっせんの希望はありません。以上、ご報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 106 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。所有権移転が 1 件、新規の賃貸借が 2 件、使用貸借が 2 件、合計 5 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字裏山 2755-6	
	地目地積	畑 1 筆で 445 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西向下 4896	
	地目地積	田 1 筆で 2,815 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字樋掛 610	
	地目地積	田 1 筆で 3,800 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字野山 3267-56 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 4 筆で 35,052 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原一 1101-14 はじめ 26 筆	
	地目地積	田 20 筆畑 6 筆で 43,720 m ²	

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願ひ致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、企画課からの売買で、住宅から続きでの売買になった案件になります。現在、確認してきたところ、畑は耕運されており、綺麗になっておりました。住所は椿になっていますが、移住されて来た方ですので、今後の動向を見ながら、もし何かあれば指導しなければならないと思っておりますので、ご審議のほどお願ひ申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2 番の案件ですが、貸付人の〇〇〇が、今年度から畑 1 本でやっていきたいということで、田んぼを誰か借りてもらわないかという話があり、急遽、地元の方の〇〇〇が借りることになりました。〇〇〇は水代だけでも払ってもらっていいということでだったんですが、〇〇〇が水代プラス千円で双方折り合いを付けて借りることになりました。〇〇〇は頑張っている方で、いろんな方から借りて田んぼを作っていますので、やっていただけると思っていますので、よろしくご審議お願ひします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 4 番の案件ですが、〇〇〇、息子の〇〇〇が法人化になったということで、それに伴う新規の使用貸借になります。〇〇〇は何ら問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 5 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係であります。更新です。〇〇〇は、問題なく農業を続けておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 私の方から 3 番の案件について説明致します。借受者の〇〇〇ですが、どぶろく特区ということで、どぶろくの酒米を作る圃場を、以前は、中津川の岩倉で求めていましたが、要望があったため、今回、上原地区内に、その圃場をしたということでした。隣に、〇〇〇という農家の方がいまして、〇〇〇より委託を受けて圃場の管理をするということで、何ら問題ないと思われまして、ご審議のほどお願い申し上げます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 8 議案第 107 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。

1 番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 1193-4	
	地目地積	畑 1 筆で 430 m ²	

申請地は、飯豊町役場から東に約 400m の農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地から概ね 500m 以内に役場、中学校、診療所等 2 つ以上の公共施設が存在する第 3 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、家族が増え、車の台数の増加による車庫の建設と駐車場用地、家庭菜園として全面積使用する転用になります。工事着手は、許可後で、令和 5 年 12 月末日頃までに工事を完了する予定です。なお、申請者に始末書を提出いただきましたが、転用の許可前に工事に着手してしまったため、認識不足を深く反省しており、現在は工事をストップしております。補足説明を行います。事業費は車庫建設費〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては、すべて借入金で賄う予定であり、ローン申込書にて確認をしております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当ございません。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、畑ということで、地区外であります。続いて被害防除計画について説明いたします。土地の造成は行わないため、隣接地に及ぼす影響はございません。建設する車庫の高さが低いため、日照、通風等周辺農地の営農条件への影響はありません。以上の内容について、5 月 24 日に地元農業委員の〇〇〇と事務局で現場確認を行っております。許

可の基準ですが、第3種農地の転用は、原則許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 この案件は、先月、皆様にご迷惑をおかけしました違反転用の案件であります。現在、事務局からの説明があったように、工事もストップしておりまして、なんら進んでいない状況あります。始末書等も出して頂き、本人も反省しておりますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。〇〇〇

〇〇〇 工事がストップしているとありましたが、再開はどのようになるのでしょうか。

〇〇〇 許可が下り次第、当事者にお知らせしまして、その後に着工という形になりますので、許可が下りない限り、進みませんのでご了承ください。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第108号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に利用権の設定ですので、説明いたします。新規が11件、再設定が4件、合計15件となっております。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字宇津川7-1はじめ8筆	
	地目地積	田4筆畑4筆で6,260㎡	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字宇津川7-3はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で1,033㎡	

3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字川口 1313-5 はじめ 5筆	
	地目地積	田 2筆畑 3筆で 1,681 m ²	
4番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字兎田二 470-2 はじめ 6筆	
	地目地積	田 6筆で 16,497.50 m ²	
5番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 3739-2	
	地目地積	田 1筆で 1,143 m ²	
6番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 3749 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 5,971 m ²	
7番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 3760-1	
	地目地積	田 1筆で 2,477 m ²	
8番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2923 はじめ 2筆	
	地目地積	田 2筆で 4,705 m ²	
9番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里八 690-1 はじめ 12筆	
	地目地積	田 12筆で 30,577 m ²	
10番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東佐内屋敷 3839 はじめ 4筆	
	地目地積	田 4筆で 12,238 m ²	
11番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字上川原 4877	
	地目地積	田 1筆で 528 m ²	
12番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	高峰字上川原 4883	
	地目地積	田 1 筆で 4,109 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字上川原 4882	
	地目地積	田 1 筆で 1,063 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3491	
	地目地積	田 1 筆で 2,134 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3510	
	地目地積	田 1 筆で 2,841 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　1 番 2 番 3 番の案件ですが、所有者はそれぞれ違いますが、宇津川、川口の番地につきましては、それぞれ田んぼであります。西部地区公民館からの下流にあたりまして、県道の北側になります。現在、水を引くことが困難なところで、現在は草地として使用しているということで、今回の案件は、〇〇〇という法人化になるものです。八幡という地区はお寺の近くでありまして、畑であります。ほとんど草地として使用している関係であります。8 番、9 番の案件も、法人化によるもので、〇〇〇のところは、水代は会社持ちということだそうです。11 番の案件は新規ですが、12 番から 15 番は再設定であります。〇〇〇が借りることになっている土地は、水代込みの金額になっております。〇〇〇が借りることになっている土地は、水代をプラスする賃借料になっております。2 人とも経営等に支障ないと思われまので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　4 番 5 番 6 番 7 番の案件ですが、〇〇〇が法人化し、〇〇〇を立ち上げたことによる申請でありまして、今までと同じ方との契約になっております。小作料が 4 番、6 番に 1 部 0 円とありますが、牧草地でありまして、〇〇〇が借りる以前から、このような状態だったようで、1 部はぬかるんで入れない。1 部は用水ができない。このようなことがありまして、今回、牧草の交付金が減額されたということで、返し

たいという話をしたようですが、なんとか管理して頂きたいという話になりまして、それならば0円という形で、管理だけはさせて頂くということで、両者で話がまとまったようです。〇〇〇は、何ら問題なく経営されておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 10番の案件ですが、貸す方、借りる方も問題はないんですが、利用期間が1年となっているのは、来年、売却したいということで、今年1年だけ作って欲しいという内容だそうです。なぜ来年売るのは、その家の事情ですので、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第10議案第109号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について説明いたします。新規の利用権設定が38件であります。

1番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字下高野三 2078-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,863 m ²	
2番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字上椿 3664-1	
	地目地積	田 1 筆で 708 m ²	
3番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字上町三 5078-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,246 m ²	
4番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	小白川字長者原 3643 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 3738 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大巻上二 1544-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 2,152 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3274-1	
	地目地積	田 1 筆で 934 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4276-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,216 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道上 3504 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,083 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3311-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,104 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字桐町 4466 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 10,430 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3423-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,290 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3269-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,376 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北口 3479	
	地目地積	田 1 筆で 1,582 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3678-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,033 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3416-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,443 m ²	
16 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字西源平二 2206-1 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 5,296.24 m ²	
17 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3300-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 30,090 m ²	
18 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3312-2 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 16,470 m ²	
19 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字宮ノ前 4522-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 7,931 m ²	
20 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字宮ノ前 4524-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,666 m ²	
21 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3805	
	地目地積	田 1 筆で 1,986 m ²	
22 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字清水 3616-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 22,198 m ²	
23 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道上 3506	
	地目地積	田 1 筆で 4,910 m ²	

24 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3406	
	地目地積	田 1 筆で 2,944 m ²	
25 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字宮ノ前 4521	
	地目地積	田 1 筆で 1,942 m ²	
26 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3303-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,130 m ²	
27 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3671	
	地目地積	田 1 筆で 1,660 m ²	
28 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字横山 2902 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 3,599 m ²	
29 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字辻 4253	
	地目地積	田 1 筆で 6,197 m ²	
30 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 3663-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 17,528 m ²	
31 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2697-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 11,027 m ²	
32 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道上 3501-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,960 m ²	
33 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字舟橋 934-1 はじめ 2 筆	

	地目地積	田 2 筆で 640 m ²	
34 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字長尺 3580	
	地目地積	田 1 筆で 2, 223 m ²	
35 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字上ノ原二 405-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3, 748 m ²	
36 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字小山 3283 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 20, 910 m ²	
37 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字北口 3474 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7, 650 m ²	
38 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字実相坊三 907-1	
	地目地積	田 10 筆で 18, 130 m ²	

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 3 5 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 1 1 時 3 5 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

議 長 _____

署名委員（8番） _____

署名委員（9番） _____